

## ◆ サービスの利用者負担

利用者負担は原則費用の1割ですが、月ごとに上限があります。

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生 活 保 護	生活保護受給世帯		0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯		0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一 般 2	市町村民税課税世帯で、一般 1 以外の方		37,200 円

所得を判断する際の世帯の範囲について

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※実費など別途必要になる場合があります。詳しくは事業所に確認してください。

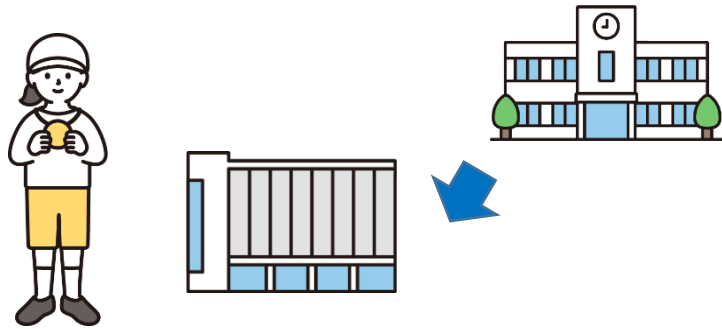
※児童発達支援や保育所等訪問支援は、「満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間」は無料です。

# 児童福祉法 障害児通所サービスについて

## ◆ 障害児通所サービスの種類

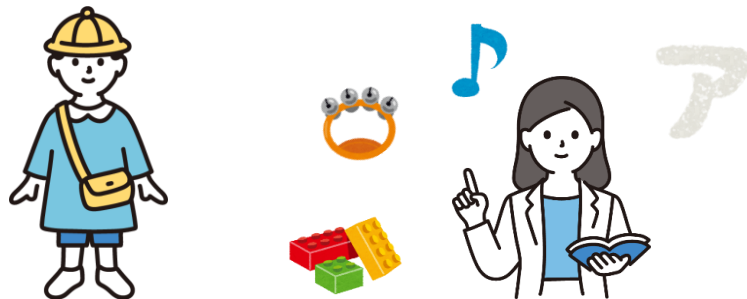
### ◎放課後等デイサービス

障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進します。



### ◎児童発達支援

通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。



## サービス利用までの流れ

- ① 相談・聞き取り
- ② 申請
- ③ 計画相談との契約
- ④ 事業所見学
- ⑤ 事業所選定・契約
- ⑥ 計画案の作成
- ⑦ 支給決定
- ⑧ 利用開始

状況によって順番や内容が変わる場合があります。

※障がい児通所サービス利用対象者を確認するために子ども支援グループからお渡ししている「にじいろのーと」とその記録をご持参ください。

他サービスとして、保育所等訪問支援があります。詳しくは障がい者支援グループにお問合せください。